

平成27年5月29日

西都市長 橋田和実様

地方独立行政法人西都児湯医療センター  
評価委員会委員長 黒木正善

### 意見書

地方独立行政法人西都児湯医療センターに係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

### 記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添のとおり定めることが適当である。

# 地方独立行政法人西都児湯医療センター 中期目標（案）

## 前文

西都市では、地域住民の救急医療のニーズに対応するため、昭和55年に市が建物を提供し、西都市西児湯医師会が運営する公設民営型の西都市西児湯医師会立西都救急病院（後の西都医師会病院）が設立された。以来30年余に渡り、同病院は、緊急に医療を必要とする患者の救急医療及び入院治療を提供し、多くの市民の命を救うとともに、安全安心な生活環境づくりに貢献してきた。

しかし、病院運営の最大の課題は医師不足問題であり、同病院長を兼務する歴代の同医師会長は、常に医師確保対策等に奔走された。特に、平成16年度の新臨床研修医制度の導入以降、同病院への大学からの医師派遣が次々に中止されるなどの度重なる困難を克服され、地域住民への救急医療を守ってこられた。平成23年4月からは、官民共同型として設立された医療法人財団西都児湯医療センターが、引き続き同医師会から夜間当直などの協力を受けながら西都児湯医療圏の中核的医療機関として、初期救急医療体制の維持とともに、脳神経外科・呼吸器内科を中心とした医療を地域住民に対して提供している。

こうした中、国は、団塊の世代が後期高齢者に突入する平成37年（2025年）に向けた高齢者医療の充実と医療費の抑制を目指し、医療制度改革や診療報酬改定に取り組んでいる。加えて、全国的な医師不足の問題は、当医療圏においてもいまだ深刻であり、当医療センターでも医師の確保は喫緊の課題となっている。また、高齢化の進行に伴う医療需要の変化など、当医療センターを取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していく必要があり、加えて、南海トラフ巨大地震などの災害発生に備えて、地域災害拠点病院としての役割を果たすことも求められている。

このような地域に求められる役割を継続的かつ安定的に提供していくためには、当医療センターが医師をはじめとする医療職を確保できる体制を整備し、安定した経営の下で運営される必要がある。

そのためには、地域住民や関係機関・団体、大学等との連携・支援体制の強化が不可欠であるとともに、より公的な医療機関としての位置づけを明確にし、確実な医師確保につなげる必要があるため、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）を設立することとした。

法人が、透明性、安定性、自立性といった地方独立行政法人の特徴を最大限に活かし、地域の医療機関との連携によって地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求め、ここに基本的な方針としての中期目標を定める。

## 第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 医療サービス

#### (1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。

#### (2) 初期救急医療体制の維持及び充実

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、受入時間の延長など、体制の充実に努めること。また、法人での対応が困難な救急については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

#### (3) 医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、充実した医療設備や手厚い看護体制によって症状の安定化を図り、地域の医療機関若しくは高齢者施設へのスムーズな受渡しを行うなど、医療連携の推進・強化に努めること。

#### (4) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。

### 2 医療の質の向上

#### (1) 医療職の確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

#### (2) 医療安全対策の徹底

患者や職員に関する安全の確保のための医療安全体制を整備し、医療安全対策の充実を図ること。

#### (3) クリニカルパス導入の推進

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリニカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の導入に努めること。

#### (4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。

## (5) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。

## 3 患者サービス

### (1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

### (2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図ること。

### (3) 相談窓口の設置及び情報発信

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口を設置するとともに、積極的な情報発信に努めること。

### (4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。

### (5) 医療連携体制の充実

地域医療連携室を設置するなど、かかりつけ医をはじめとする医療機関等との連携を緊密にすることで、患者の安心・安全な医療環境が構築されるよう、医療連携体制の充実に努めること。

## 4 公的医療機関としての役割

臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

## 5 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 法人運営管理体制の確立

法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備すると共に、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構

築すること。また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。

## 2 業務運営の改善と効率化

### (1) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。

### (2) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。

### (3) 人事評価制度の構築に向けた検討

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した公正で客観的な人事評価制度の構築に向けた検討を行うこと。

## 第4 財政内容の改善に関する事項

### 1 持続可能な経営基盤の確立

#### (1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

#### (2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

#### (3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合においては、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 病院施設整備に向けた取組み

病院施設の整備に向けて、新病院建設の必要性を含めた検討を市及び関係機関と連携して行うこと。